

次世代育成支援推進法に基づく一般事業主行動計画

種子屋久農業協同組合

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を整えることにより、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：男女ともに各月ごとの平均残業時間数を 11 時間以内に削減。

<対策>

- 令和 8 年 ・ 所定外労働発生の調査・原因の分析等の実施。各部署毎の問題点の検討。
- 令和 9 年度 ・ 所定外労働発生部署への応援体制の確立。
- 令和 10 年度 } ・ 適正要員数の分析及び業務の効率化。
- ~ }
- 令和 12 年度 }

目標 2：男性職員の育児休業取得を期間内に 1 名以上とする。

<対策>

- 令和 8 年度 } ・ 育児休業制度に関する規程や手続き、給付金等の周知を改め全
- 令和 9 年度 } 全職員へ行う。
- 令和 10 年度 } ・ 対象職員の要望に対し、人事担当部署が個別に制度の説明を行
- 令和 11 年度 } 人手不足の中でも取得可能な方法（短期間の取得や分割取得な
- 令和 12 年度 } ど）について相談に応じる体制を整える。